

青森県警察足痕跡取扱規程

昭和54年9月20日

本部訓令第14号

この規程は、足跡取扱規則（昭和54年国家公安委員会規則第6号）及び足跡取扱細則（昭和54年警察庁訓令第9号）に定めるもののほか、足痕跡の取扱いに関し、必要な事項を定めたもので、昭和54年10月1日から実施しています。